

第49回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 28 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分
- 2 場 所 長野県庁 本庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 竹村課長、前島企画幹、竹内担当係長、荻原主事、水越主事
- 4 議 題
(1) 意見聴取案件について
(2) その他
- 5 経 過
(1) 3 月 20 日（水） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
(2) 3 月 28 日（木） 審議会の開催（別紙のとおり）
(3) 4 月 2 日（火） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： それでは、第49回個人情報保護運営審議会を始めさせていただきたいと思えます。本日は、定型案件が8件、一般案件が58件ということでございます。

はじめに、前回審議させていただきました類型案件につきまして、事務局の方から追加で承認頂きたい法令・条項があるということでございますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。これは前回の審査会でも、事務処理の手続きの迅速化という意味では包括的な合意でどうだろうかということで取扱いをさせていただいたところですが、事務局の方で調べていただきましたら、その他の法律についても同様の規定があるということで、これも包括的合意という扱いでいかがかというご意向がありましたが、いかがでしょうか。

委 員： はい。

会 長： よろしいですか。ではそういう形で取り扱うという形でお許し頂いたということでよろしいですか。これ条例化等は検討されていますか。

事 務 局： まだそこまでは。

会 長： これから段階的にということですね。わかりました。
ではそういうことで、よろしく願いいたします。次は定型案件でいいですか。

事 務 局： 次は類型案件の事後報告についてです。

会 長： 事後報告ですね。

事 務 局： そのまま合わせて報告させていただければ。

会 長： では説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： いかがでございますか。よろしいですか。ではそういうことでお願いします。

それでは次は定型案件でよろしいですか。

事 務 局： はい。

会 長： 定型案件に移りたいと思います。案件一覧表 1 ページ、番号 190 番の「文化政策課信濃美術館整備室」の案件から、番号 197 番の「水大気環境課」の案件まで事務局の方から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 190 番～197 番）

会 長： ありがとうございます。いかがでございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： よろしいですか。では続けて一般案件に移ります。案件一覧表 2 ページ、番号 198 番の「職員課」の案件から、番号 207 番の「こども・家庭課」の案件まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 198 番～207 番）

会 長： ありがとうございます。いかがでございますか。ご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

委 員： 63 ページの中段の「提供の根拠」が「条例第 5 条第 2 項第 2 号」となっていますが、「第 8 号」でよろしいですか。

事 務 局： そうですね。

委 員： これでいいですか。

事 務 局： 個人情報保護条例第 5 条が目的外提供の制限であり、提供を行う根拠として、第 2 号が本人の同意を得たとき、第 8 号が、第 1 号から第 7 号に該当しない場合で、記録情報を提供することについて特別な理由があると認められるときになりますが、今回の里親支援機関が公的機関ではない機関ですの

で、同意がとれない場合にあってはめる提供の根拠が第8号になります。第8号に該当する場合は、審議会のご意見をお聞きする必要があるということで、「第2号又は第8号」という形の記載になっています。

委員： わかりました。

会長： よろしいですか。他にいかがでしょうか。今は207番の案件ですね。

事務局： そうです。207番です。

会長： では、案件一覧表2ページ、番号208番の「労働雇用課」の案件から、218番の「健康福祉政策課」の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：（説明 番号208番～218番）

会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

では続いて案件一覧表3ページ、219番の「医療推進課医師確保対策室」の案件から、228番の「障がい者支援課」の案件までご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号219番～228番）

会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。

委員： すいません。125ページの。

会長： 先生、何ページ。

委員： 125ページ。

会長： 125ページ。

委員： 「収集方法」の「本人以外」の根拠もこれでいいかどうか。第4号ですか。

事務局：　そうですね。第5号ですと犯罪の予防や捜査等の関係になってしまいますので、こちらについては第5号該当ではなく、第4号該当になります。

会長：　第4号。

事務局：　第4号該当になります。こちらについては、登録簿を新しい様式に差し替える際に、それぞれの情報を転記してもらう必要がありますが、その中で、タイピングミスで第5号になってしまったものと思われる。

会長：　よろしいですか。

委員：　はい。

会長：　ではこれは「第5号」を「第4号」と訂正してよいということでお聞きすればよろしいですか。

事務局：　はい。ありがとうございました。

会長：　他にございますか。ありがとうございました。

それでは続きまして一覧表4ページ、229番の「総合リハビリテーションセンター」の案件から、239番の「水大気環境課」の案件まで、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明　番号 229 番～239 番）

会長：　ありがとうございました。いかがでございますか。ご意見、ご質問ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長：　続けます。案件一覧表5ページ、番号 240 番の「建築住宅課」の案件から、248番の「公営住宅室」の案件まで事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明　番号 240 番～248 番）

会 長： ありがとうございます。ここまでいかがでしょうか。何かご質問ございますか。先生、何かありますか。

委 員： 私もヒアリングのときその部分だけ見てなかったのですが、231 ページの「収集方法」、「本人以外収集」の根拠は第 4 号ですかね。本人以外から収集する文書とは何ですか。

事 務 局： 「市福祉事務所からの文書」、それから県警の「犯罪対策課所からの文書」ということで、おそらく県営住宅に入居する際の欠格要件等が犯罪捜査情報ということで収集していると思われま。

会 長： 第 5 号のどの部分ということなんですか。公共安全と秩序の維持ということですか。犯罪捜査というわけではなさそうですがよろしいですか。

事 務 局： 実際に欠格情報は確認させていただいてはいますが、それは犯罪捜査を目的としたものではないですから、他機関から提供を受けるということになります。

事 務 局： です。先ほどと同様に、第 4 号で。

会 長： 第 4 号の方がいいような気がしますけど。いかがでしょうか。第 4 号は。

委 員： 私もそれで。

会 長： 第 4 号でいいかもしれない。

委 員： はい。

会 長： よろしいですか。これは「本人以外の収集方法」の根拠については、「第 5 号」を「第 4 号」に訂正して意見をお聞きするという形でよろしいですか。他に何かございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： それではよろしいということで、次に一覧表の 6 ページ、番号 249 番の「教育委員会義務教育課」の案件から、255 番の「警察本部生活安全企画課」

の案件までご説明をお願いします。

事務局：（説明 番 249 号番～255 番）

会 長： いかがでしょうか。ご意見、ご質問いかがですか。

ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の意見聴取案件の審議はすべて終了いたしました。今回の審議会においては特に、先ほどのご意見により訂正をした上で意見のついた案件はないということで、全件について適当ということでよろしいですか。

委 員： あと1点だけよろしいですか。

会 長： どうぞ。

委 員： 今後のことですが、例えば県警の様式を見ると、「収集方法」の例えば「本人以外」のところであれば、根拠として、「条例第〇条第〇項第〇号」と、それから「県警本部長以外の提供の有無」についての「別紙」のところでは、「提供の根拠」として、「条例第〇条第〇項第〇号」と書いてあって、必要な場合には説明すると。例えば253 ページ。251 ページから見ると、これが普通のパターンだと思いますが、「様式1」ということで登録簿があって、253 ページでこういう様式があって、255 ページに「様式2」という形で説明いただいているように、県警の方はどちらかというと「収集方法」と「提供」の場合に、必ず根拠条文が書いてありますが、他のところでは根拠条文が書いてない場合が見受けられます。それでかつ、255 ページのところの「様式2」のような説明資料が付いているものと付いてないものがあります。できれば、こちらも頭の中でチェックしていく上で、「収集方法」と「第三者提供」の場合は、条例のどの条文のどの号に当たると、説明資料も、全く省略しても明らかに分かる場合はいいですが、そうでない場合には「様式2」のような形のものを原則付けてもらえると、より良いと思います。

会 長： 私もこの「本人外収集」について様式が添付されているものと、そうでないものがあって、少し気になりました。県警の様式が少し違いますよね。

委 員： あまりその。

会 長： あれは県警がこういうふうに出してくるという形なのですか。統一され

ていない。

事務局：今回先生がおっしゃられている、「本人外収集」はこういった様式ですが、今回新規の登録の場合に、こういった「本人外収集」を行う場合は、その理由等についての意見を聞くということで「様式2」、通知を省略するのであればその意見を聞くということで「様式3」を添付します。ただ県警の場合、今回の変更事項が、変更であるということが前提になりますので、すでに意見を聞いてあるという前提で、今回は変更事項のみのところの部分の箇所の説明のみとなります。

会長：そうすると、他もそうですか。新規については。

事務局：新規については基本的に「本人外収集」様式が入ります。

会長：新規については様式を添付するけれども、変更についてはもうすでに。

事務局：聞いてしまっている。

会長：聞いているので。

事務局：意見聴取済みですので。

会長：なるほど。

事務局：しかしながら、新規のときに「本人外収集」等が記録されていなければ、並行して意見聴取する上で「様式」を付けると。

会長：なるほど、そういうことですね。

事務局：そのようになりますので、県警につきましては、すでにそれ以外の「本人外収集」については意見聴取済みだということ。

委員：県警の方だけでなく、例えば217ページですと、これは比較的第三者提供も書いてあると。219ページの方だと一応第三者提供もあるけれど、これは「建築基準法第93条の2」というように、予めその法令の根拠条文だけが書いてあります。

事務局： 今、先生からご指摘頂いた条例第5条第2項第1号の関係であれば第1号という根拠とそもそもの法令が何かということですね。その根拠等を併記して載せるような形で今後改めたいと思います。

委員： そうすると、あと「様式2」みたいなものも付ける必要があると思われる場合には付けて頂くと。非常にこちらとしても助かる。

会長： 分かり易くなりますね。その方が。そうですね。今後そのような形でお願いするということでもよろしいですか。他にご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、一応承認頂きましたので、続いて議事の「その他」に移らせて頂きたいと思います。始めに議事録の確認を行いますが、前回の第48回審議会の会議録を予め事務局からお手元に届いたと思いますが、何か記載内容についてご意見等ございますか。それでは第48回審議会の会議録はこの内容で確定とさせていただきます。

続いて次回の日程調整について事務局からお願いします。

(日程調整)

会長： では、7月23日火曜日13時30分からということでご予定下さい。他に何かございますか。よろしいですか。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。